

遠距離等通学費支援補助金 FAQ

R6.6月時点

【補助の対象について】

1 補助金の対象要件

中高生の保護者等が自宅と高等学校等の間を継続的に往復させるため、バス会社等が発行する最も経済的かつ合理的と認められる区間の通学定期券又は通学回数券を購入する場合で、次の①～③の要件を満たす場合に補助の対象となります。

①令和6年度（令和5年分）の世帯年収がおよそ590万円未満

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<154,500円

※保護者等が2名の場合：各人ごとに算定（百円未満切捨て）した後に合算

②1か月あたりの通学定期券又は通学回数券の購入額の合計が15,000円を超える

③他の通学費支援（生活保護等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、
県立・私立中学生

2 通学定期券と通学回数券の違い

○通学定期券

バス会社及びモノレール(株)が、通学のため、ある一定期間、自宅から学校等の特定の区間を繰り返し乗車できるよう発行する乗車券です。

※バス会社によっては、OKICAカード以外の通学定期券があります。

○通学回数券

各バス会社が通学のため、特定の枚数を一綴りにして発行する金券です。本島の高速バス等一部のバス路線及び離島バス会社で取り扱っています。

(高速バス:チケット型で原則10枚綴り)

3 通学定期券の買い方や紛失時の対応、時刻表や運賃などの相談先

最も利用しやすいバス路線の時刻確認や運賃、紛失時の対応なども含めバス事業者又はモノレール(株)の販売窓口でご相談お願いします。

4 6ヶ月分の通学定期券を購入しないといけないのか

通学定期券であれば、1ヶ月定期、3ヶ月定期、6ヶ月定期いずれも対象となりますので、利用しない月を考慮のうえ購入してください。

5 夏休み、模擬試験、補習、部活などで登校する場合も補助の対象となるか

登校を前提に通学定期券等を購入する場合は、補助の対象となります。ただし、休学期間及び退学した場合は、補助の対象とはなりません。

6 購入した通学定期券や通学回数券は全て補助対象になりますか

在籍している学校に通学するため購入した通学定期券や通学回数券のみが対象です。

それ以外の目的で購入した定期券等は補助対象外となります。定期券等の使用目的に疑義がある場合は、県から確認等を行う場合があります。

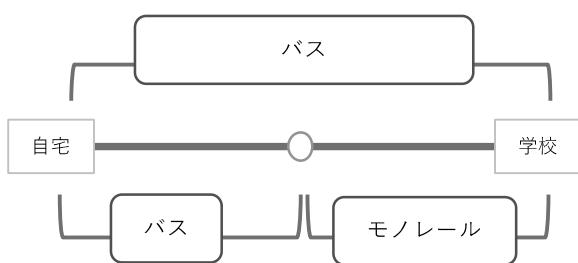
7 利用できないバスがあるか

通学定期券又は通学回数券が利用できるバスであれば対象となります。

8 複数ルート（往路と復路での異なる路線や事業者が異なる場合）の購入について

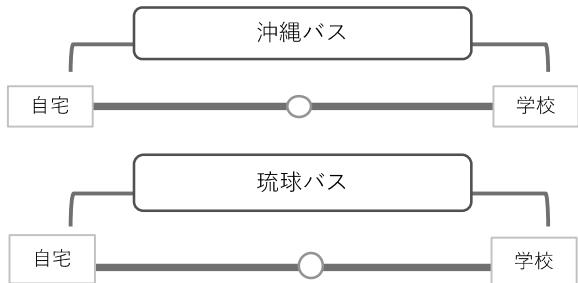
往復とも自宅から学校まで同一路線ではあるが、授業や部活などの関係で継続的に乗り継がざるを得ない場合は合算することを認めます。（例 1）

一方で、相当の理由がないにもかかわらず通学区間内で複数のバス事業者やモノレール併用などの合算は認められません。この場合、最も経済的な手段を利用した経路についてのみを対象経費とします。（例 2）



(例 1)

バス 1 路線で通学も可能だが、バスの時間帯、本数の関係で乗り継ぎで通学している場合は、補助対象となります。



(例 2)

自宅から学校まで同一の区間を複数のバス会社の通学定期券を使用している場合は、どちらか一方のみ補助対象となります。

9 現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象になりますか

通学定期券及び通学回数券の購入のみを対象としています。